

三島市消防団応援の店制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員（以下「団員」という。）の確保及び加入の促進並びに本市消防団の活動の認知の向上を図るため、団員等に対し優遇サービスを提供することによって本市消防団を応援する店舗等（以下「消防団応援の店」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団員等 団員並びにその同居の配偶者、子、父母、孫及び祖父母をいう。
- (2) 店舗等 事業者（事業を行う個人事業主並びに法人及び団体をいう。以下同じ。）が有する店舗又は事業所をいう。
- (3) 優遇サービス 第4条の規定により消防団応援の店として登録を受けた店舗等が団員等に対して自主的に行う利用料金若しくは商品価格の割引、飲食物の提供、記念品の進呈その他の各種サービスをいう。

(登録の申請)

第3条 消防団応援の店の登録を受けようとする事業者は、消防団応援の店登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録の決定等)

第4条 市長は、前条の規定により登録の申請があった場合は、これを審査し、当該申請に係る店舗等が次に掲げる条件のいずれにも適合していると認めるときは、当該店舗等を消防団応援の店として登録し、消防団応援の店登録決定通知書（様式第2号）に別に定める登録証（以下「登録証」という。）を添付して当該申請者に通知するものとする。

- (1) 公序良俗に反するものでないこと。
- (2) 宗教活動及び政治活動に関するものでないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員の配偶者及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 地域住民の利益を害するものでないこと。

(5) 営業に必要な許可等を受けていること。

(6) 第1号から前号までに掲げるもののほか、市長が登録をすることが不適當であると認める店舗等でないこと。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、同項に規定する条件に適合していないと認めるときは、消防団応援の店登録却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（登録証の表示）

第5条 消防団応援の店は、登録証を店舗等の見やすい場所に表示するものとする。

2 消防団応援の店は、その作成するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的記録方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に登録証を表示することができる。

（登録事項の変更）

第6条 消防団応援の店は、消防団応援の店登録申請書に記載した事項を変更したときは、消防団応援の店登録事項変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第7条 消防団応援の店は、その登録を廃止しようとするときは、消防団応援の店登録廃止申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、消防団応援の店から消防団応援の店登録廃止申出書の提出があったときは、その登録を廃止するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、消防団応援の店が第4条第1項に規定する条件を満たさなくなると認めるとき、又は登録を廃止することが適當であると認めるときは、その登録を廃止することができる。

（利用カードの交付等）

第8条 市長は、団員に対し、別に定める消防団応援の店利用カード（以下「利用カード」という。）を交付するものとする。

2 団員等は、消防団応援の店から優遇サービスの提供を受けようとするときは、利用カードを提示するものとする。

3 団員は、退職その他の理由によりその身分を失ったときは、速やかに、利用カードを市長に返却しなければならない。

（優遇サービスの提供）

第9条 消防団応援の店は、前条第2項の規定により利用カードの提示があったときは、団員等に優遇サービスを提供するものとする。

2 消防団応援の店は、団員が優遇サービスの提供を受ける場合において、団員等以外に同伴する者がいるときは、当該者にも優遇サービスを提供することができる。

(遵守事項)

第10条 団員等は、消防団応援の店から優遇サービスの提供を受けようとするときは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 利用カードを不正に使用し、又は団員等以外の他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。

(2) 消防団応援の店が定める優遇サービス以外のサービスを強要しないこと。

(消防団応援の店の公表)

第11条 市長は、消防団応援の店の名称、所在地、優遇サービスの内容その他店舗等に関する事項を市のホームページに掲載するほか、必要に応じ、適切な方法により公表するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、消防団応援の店の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

消防団応援の店登録申請書

年 月 日

三島市長 あて

申請者	所在地
	名称
	代表者氏名

消防団応援の店の登録を受けたいので、三島市消防団応援の店制度実施要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

店舗等の名称	
店舗等の業種	
店舗等の所在地	〒
連絡先	電話 FAX Email
ホームページ URL	
営業時間	時 分から 時 分まで
定休日	
優遇サービスの内容	提供対象（団員のみ・団員及び同居家族・団員及び同伴者） ※該当する区分に○をつけてください。
	サービスの詳細

様式第 2 号 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

三島市長 氏 名

消防団応援の店登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった消防団応援の店の登録については、次のとおり登録を決定したので、三島市消防団応援の店制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき通知します。

- 1 登録番号
- 2 登録を決定した店舗等の名称
- 3 登録年月日 年 月 日

様式第 3 号 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

三島市長 氏 名

消防団応援の店登録却下通知書

年 月 日付けで申請のあった消防団応援の店の登録については、次のとおり登録の却下を決定したので、三島市消防団応援の店制度実施要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき通知します。

- 1 登録を却下した店舗等の名称
- 2 登録を却下した理由

様式第 4 号 (第 6 条関係)

消防団応援の店登録事項変更届出書

年 月 日

三島市長 あて

届出者	所在地
	名称
	代表者氏名

消防団応援の店の登録に係る事項を変更したので、三島市消防団応援の店制度実施要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更した事項	変 更 前	変 更 後
変更に係る店舗等の名称		
店舗等の名称		
店舗等の業種		
店舗等の所在地	〒	〒
連絡先	電話 FAX Email	電話 FAX Email
ホームページ URL		
営業時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
定休日		
優遇サービスの内容		

様式第 5 号 (第 7 条関係)

消防団応援の店登録廃止申出書

年 月 日

三島市長 あて

申出者	所 在 地
	名 称
	代表者氏名

消防団応援の店の登録を廃止したいので、三島市消防団応援の店制度実施要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出ます

店 舗 等 の 名 称	
店 舗 等 の 所 在 地	〒
連 絡 先	電話 FAX Email